第九条第一項の表市町村の項第九号6中「簡易水道事業債」を「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同号7中「一四八円」を「一五七円」に、「一六二円」を「一七七円」に改め、同号12中「平成十九年度」を「平成二十年度から平成二十年度までの各年度分の簡易水道事業債」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同号7中「一四八円」を「一五七円」に、「一六二円」を「一七七円」に改め、同号12中「平成十九年度」を「平成二十